

基調発題

日本軍「慰安婦」問題研究の成果と課題

——新著『日本軍慰安婦』を中心に——

吉見義明 (Fight for Justice 共同代表・中央大学名誉教授)

はじめに

日本軍「慰安婦」(以下、軍「慰安婦」と略します)問題を研究している吉見義明です。日本政府に謝罪と賠償を求めて提訴された金学順氏が1991年末に日本のテレビで、日韓の若者たちに被害実態を知ってほしいと訴えておられるのを聞き、私はこの問題の研究を始めました。被害の実態を調べ、若者たちに伝えるのは歴史研究者の役目であると思ったからです。

1992年始めに最初の調査結果を公表すると、当時の宮沢喜一内閣は直ぐに軍「慰安婦」問題での日本軍の関与を認め、謝罪しました。しかし、その後、日本政府は法的責任を認めることはなく、賠償もしないで現在に至っていることはよく知られています。

私は1995年に『従軍慰安婦』(岩波新書)を刊行しましたが、その後多くの人々による多方面での調査と研究が進んだため、その成果に学び、30年後の今年7月に『日本軍慰安婦』(同)を刊行しました。以下前者を旧著とよび、後者を新著とよんで、この30年間で明らかになった成果と今後の課題の一端についてお話ししたいと思います。

本題に入る前に、用語の問題について一言します。従来、日本では「従軍慰安婦」という用語が用いられていました。しかし、「従軍兵士」や「従軍看護婦」などは法律に基づいて派遣されたのに対して、「慰安婦」には法律に基づき軍慰安所で使役される義務はなく、重大な人権侵害の被害者であるため、被害回復運動の中で私たちは「従軍慰安婦」という用語にかえて「日本軍「慰安婦」」という用語を用いるようになりました。また、「売買春」という用語に変えて、韓国の運動に学んで、「性売買」(あるいは「性買売」という用語を用いるようになりました。

I. 軍「慰安婦」の徴募をめぐって

まず、軍「慰安婦」の徴募について述べます。日本陸軍は1938年3月4日「軍慰安所従業婦募集に関する件」という通牒を出します¹。旧著では、この通牒により、中国にいる派遣軍が募集業務を統制すること、募集業者をしっかりと選定すること、募集実施の際は地元

¹ 吉見義明編『従軍慰安婦資料集』(大月書店、1992年)所収。

の憲兵・警察との連携を密にすること、という3つの原則が示されたことを明らかにしました。この原則は、日本だけではなく、朝鮮・台湾での徴募でも同様に適用されたとみるべきだと思います。

1. 日本から

同じ時期に、日本では、内務省警保局長から1938年2月23日に「支那渡航婦女の取扱に関する件」という通牒が出されます²。旧著では、日本からは、①事実上性買売に従事している女性で、②満21歳以上で、③性病その他伝染性疾患に罹っていない者で、④華北・華中に向かう者にかぎって渡航を認めること、⑤渡航する女性は警察署に出頭し、身分証明書の発給を受けること、⑥親族の承諾を得させること、⑦許可に際しては稼業契約などの書類を調査し、婦女売買や略取・誘拐などの事実がないようにすること、⑧募集周旋を行う者で、軍と連絡があるとか軍の了解があるという者は取り締まること、⑨軍の許可証が在外公館の証明書を持たない者による募集は取り締まることという原則が指示されたことを明らかにしました。

なお、日本の刑法では、略取とは暴行または脅迫を用いて人を保護されている状態から引き離し自己または第三者の事実的支配の下に置くことであり、誘拐とは、騙しまたは甘言により人を保護されている状態から引き離し自己または第三者の事実的支配の下に置くことです。

新著では、内務省警保局が「女性・児童の取引禁止に関する国際条約」だけではなく、刑法226条をも意識し、それに違反しないように注意していることに注目しました。そして、重要なことは、この通牒は、性買売に従事している女性については、親族の承諾書があれば、国外移送目的の人身売買罪は適用しないという違法なものだったということを示しました。

なお、日本政府は人身取引に関する国際条約を批准した1925年に植民地等には適用しないと宣言しているので、この通牒は朝鮮・台湾では出されなかったことがわかります。

新著では、この通牒に基づいて、1938年11月には、第21軍司令部と陸軍省の要求により、日本から400名の女性が中国広東省にある軍慰安所に移送されたことを追記しました。徴募の方法は、内務省警保局が大阪府・兵庫県・福岡県から各100名、京都府・山口県から各50名、合計400名の女性を集めさせるよう、各府県知事に指示したことを示しました。具体的には、各府県の警察が業者を選定し、この業者に女性を集めさせる、というものでした。こうして選定された引率者23名と集められた軍「慰安婦」約400名は、台湾で集められた約300名の女性とともに、広東に移送されたのです³。

このように徴募は内務省の明確な指導の下に府県警察部の主導で行われました。また、そのこと隠すために、警保局は「何処迄も経営者の自発的希望に基く様取運び、之〔引率者〕を選定すること」、「引率者（抱主）に限り陰に行う右婦女の雇入れを認めること」と指示し

² 同上。

³ 内務省警保局警務課長「支那渡航婦女に関する件伺」1938年11月4日、アジア歴史資料センター A05032044800。

ていることに注意が必要です。以上が、日本での徴募の原則となります。

2．朝鮮から

1937 年末から朝鮮でも本格的に軍「慰安婦」の徴募がはじまりますが、1938 年からは日本の内務省警保局による徴募法、つまり警察が主導する徴募法が準用された可能性があります。その解明の課題は残っています。ただし、21 歳以上の性買売女性に限るという限定はされていないと思われますので、21 歳未満の女性や、性買売非経験の女性も連行されることとなります。

1941 年には対ソ戦のための兵力の大量動員「関東軍特種演習」が行われます。その際に朝鮮から軍「慰安婦」約 3000 人の移送が行われたことが旧著刊行後に明らかになっています⁴。これがどのようにして行なわれたかを解明する課題があります。警察または行政機構を通じた徴募でなければ不可能ではないでしょうか。

アジア太平洋戦争開始後に、朝鮮から東南アジアへ軍「慰安婦」が数多く移送されます。アメリカ軍の尋問報告によれば、朝鮮軍司令部の示唆・打診により「実業家」が応募し、703 名の朝鮮人女性が移送された、朝鮮軍は輸送・食糧支給・医療などのあらゆる支援を彼らに与えるよう関係各部隊に要請した、とされています⁵。このような、朝鮮軍司令部主導の徴募方法の解明の課題も残されています⁶。

3．台湾から

すでに述べたように、1938 年 11 月には、第 21 軍の要求で台湾から 300 名の女性が広東省に移送されましたが、この時には、日本と同様の方法、つまり台湾総督府警務部、つまり警察主導の徴募方法が用いられた可能性が高いとみるべきでしょう。

1939 年には、日本海軍と台湾総督府は、台湾拓殖株式会社に中国海南島での軍慰安所建設と軍慰安婦の徴募を要請または指示しています⁷。

⁴ 「関東軍による「慰安婦」動員に関する手紙」、金富子・宋連玉編『日本軍性奴隷制を裁く 2000 年女性国際戦犯法廷の記録』(3 巻、2000 年) 所収。

⁵ South-East Asia Translation and Interrogation Center, *Psychological Warfare Interrogation Bulletin*, No. 2, 11/30/1944, NARA. 吉見編『従軍慰安婦資料集』所収。

⁶ 在日朝鮮人史研究者の外村大氏は、朝鮮での軍「慰安婦」の徴募では、公娼・準公娼ではなく、公権力の要請によらない、また紹介業者を介さない私娼の徴募が多かったとしています(外村「植民地期における朝鮮人私娼と人身売買の越境——性奴隷としての慰安婦の祖型と基盤」『東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻 紀要』29 号、2024 年)、私娼の徴募の背後にも公権力がいたとみるべきではないでしょうか。また、日本では、内務省は、徴募は紹介業者でなくても認めるとしているため、朝鮮でも同様であり、紹介業者を介さないから、公権力とは無関係とはいえないでしょう。さらに、性買売非経験の女性の徴募も無視してはなりません。

⁷ 朱徳蘭編『台湾慰安婦関係資料集』全 2 巻、不二出版、2001 年。

旧著でも述べたように、アジア太平洋戦争開始後の1942年3月と6月には、台湾からボルネオ島へ70名の女性が移送されています⁸。これは、南方軍司令部の要求で、陸軍省が台湾軍司令部に徴募するよう指示し、台湾憲兵隊が業者を選定し、3月に50名を移送し、6月に20名を追送したというものです。ここでは、台湾軍司令部と憲兵隊が徴募を主導していることが分かります。

*

このように、軍「慰安婦」徴募にあたって、朝鮮・台湾でも軍または警察の主導を否定することはできないと思います。そのような事実を示す総督府関係資料、あるいは軍慰安所従業者の日記のような関係者の文書・記録が発掘されることが期待されます。

4．中国で

日本軍が占領した中国各地での徴募では、現地の日本軍各部隊が徴募に直接的に関わることになります。具体的には、①各部隊が現地の傀儡政権（警察）に徴募を指示する⁹、②各部隊が現地の有力者に徴募を指示する、③各部隊が現地の有力者ととも徴募する、④各部隊が直接徴募するという方法がとられます。新著では、特に①のケースを追加し、④のうち軍による略取のケースを詳しくしました。

多くの場合、現地の性買売従事女性を集めるか、地元の難民化した家庭の女性や、生活に困窮しているか、地域で差別されている家庭の女性を一定の報酬を約束して集めることとなります。しかし、特に各部隊が直接徴募する場合、山西省孟県や海南島の事例のように各部隊が地元の女性を略取したという事例も明らかになっています¹⁰。

中国では、日本敗戦時までには中国側が押収した日本軍資料や領事館資料が多数あると推定されますが、このような資料の調査が進展することが期待されます。また、被害者に関する調査や、被害者の徴募や管理にかかわった関係者に関する調査の進展が望まれます。

5．東南アジア・太平洋地域で

東南アジア・太平洋地域での徴募は、中国での徴募とほぼ同様の方法がとられました。とくに、フィリピンなどでは、軍の各部隊による略取の実態が証言により、かなり明らかになっています。また、インドネシアにおけるヨーロッパ人女性の略取の実態は、オランダの戦犯裁判の資料により、かなり明らかになりました。しかし、フィリピン以外の地域でのアジ

⁸ 台湾軍起案「南方派遣渡航者に関する件」1942年3月、1942年6月、吉見編『従軍慰安婦資料集』所収。

⁹ 林伯耀「天津の日本軍「慰安婦」供出システム」『女性・戦争・人権』2号、1999年など。

¹⁰ 石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力』創土社、2004年、海南島「慰安婦」裁判弁護団編「海南島「慰安婦」裁判訴状」2001年など。

ア人の被害のより詳しい実態の解明は今後の課題として残されています。

II. 軍慰安所の設置と管理・統制をめぐって

軍慰安所の設置と管理・統制に関しては、日本軍の資料によって多くのことが解明されました。まず、第1に、軍慰安所は戦地・占領地の各部隊の司令官・部隊長が設置の指示を出してはじめて設置されるということです。

第2に、永井和氏が解明したように、軍慰安所は軍の兵站付属施設として設置されました¹¹。

第3に、軍慰安所はその経営が業者に委託された場合でも、軍が全面的に管理・統制していたということです。具体的には、軍は①業者・「慰安婦」を登録し、名簿などで完全に把握していました。また、②軍は慰安所の配置場所を決定し、③管理規則、料金、利用時間、各部隊兵士の利用日を決定し、④建物・食糧・医薬品・コンドームなどを提供し、⑤就業・廃業の可否を決定し、⑥定期的性病検査を実施していました。

このように、軍慰安所の設置、維持、経営は軍が主導しており、その主要な責任は軍にあるということを新著で改めて明らかにしました。

III. 軍「慰安婦」のおかれた状態をめぐって：性奴隷制度かどうか

新著では、軍「慰安婦」のおかれた状態をより具体的に明かし、軍「慰安婦」制度が性奴隷制度である根拠をより一層明確に提示したことが重要です。これが可能になったのは、日本軍の関係資料の発掘が進むと同時に、韓国で元軍「慰安婦」被害者の聞き取りが進められたからです。

軍「慰安婦」制度が性奴隷制度であることは、世界的には自明のことだと思いますが、日本政府は認めていません。2015年12月の日韓合意では、日本政府は「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた」責任を痛感し、安倍晋三（あべしんぞう）首相は「心からおわびと反省の気持ち」を表明しましたが、他方で、軍慰安所での強制使役を認めず、軍・官憲による強制連行を否定し、軍「慰安婦」制度は性奴隷制ではないと述べています。また、日本のフェミニストの中にも、軍「慰安婦」制度は性奴隷制ではないとする論者がいます。日本国内では、この問題は自明ではないのです。

新著では、軍「慰安婦」制度が性奴隷制度だとする根拠をより明確にしました。重要な点は、1926年の奴隷制条約第1条が規定する奴隷制の定義に軍「慰安婦」制度が当てはまるということです。周知のように、「奴隷制度とは、所有権に伴ういずれか若しくはすべての権限が行使される者の地位 status または状態 condition をいう」とされています。ここでいう地位とは法上の奴隷制、状態とは事実上の奴隷制をさします。また、ある制度が奴隷制に該当するかどうかは、阿部浩己氏が明確に述べているように、「加害行為実行者によって物（客体）のように支配され、自由・自律性を重大に損なわれる状態にあったかどうか」に

¹¹ 永井和『日中戦争から世界戦争へ』思文閣出版、2007年。

よります¹²。

軍「慰安婦」制度の実態をみると、女性たちは略取または誘拐または人身売買の被害者でした。また、女性たちは軍慰安所で拘束されていました。具体的には、①居住の自由がなく、②外出の自由がなく、③性の相手となることを拒否する自由がなく、④廃業の自由がなく、⑤定期的な性病検査を強制されていました¹³。これは加害者側の資料と被害者の証言により解明されました。

このように、軍「慰安婦」にされた女性たちは自由・自立性を重大に損なわれる状態にあったのであり、軍「慰安婦」制度は性奴隷制度というほかありません¹⁴。

IV. 軍「慰安婦」被害者の抵抗と主体性をめぐって

軍「慰安婦」被害者の主体性については、日本軍兵士との親愛性を強調する議論が一部にあります。被害者の様々な抵抗についてみるべきだと思います。新著では、韓国や日本におけるヒアリングから学び、私自身もヒアリングを行い、その実態を明示しました。具体的には、兵士の性の相手をするを拒否しようとしていること、絶望的な状況の中で自殺や心中を試みていること、軍慰安所から逃亡していること（多くは捕まって制裁を受けますが）、軍慰安所の中で生きるしかない状況の中で兵士に愛嬌をふりまき、兵士への擬態の態度を取り、性交の負担を軽くするために苦心し、性病に罹らないように注意し、恋人・愛人・庇護者をつくり生き抜いていくなどの抵抗です。また、借金返済が解放の条件となっている場

¹² 阿部「国際法における性奴隷制度と「慰安婦」制度」『戦争責任研究』84号。阿部氏によれば、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所第一審裁判部判決（クラナッチ事件判決, 2001）では、被告人らがムスリム女性を拘束し、移動の自由を剥奪したうえで強制的性交を重ね、女性たちを私有財産のように扱ったとして、奴隷制条約に基づいて、奴隷化の成立を認定しました。また、オーストラリア連邦最高裁判所判決（2008年）は、債務返済のためにメルボルン郊外で、4ヵ月ないし6ヵ月の間に各自900人にのぼる遊客を相手とする性行為を強いられていた5人のタイ人女性について、女性たちが旅券を取り上げられ、事実上建物の外に出られない状態に置かれていたことをもって、奴隷制条約上の奴隷に当たるとしました。

¹³ たとえば、廃業の自由の有無についてみますと、①略取・誘拐された女性には辞める自由はありませんでした。②日本軍の各部隊が作成した軍慰安所規定には自由廃業を認める規定はありません。③稼業契約がある女性（人身売買の被害者）の場合、④年期を満たすか（年期制）、借金を完済する（歩合制）、⑤業者の許可を得る、③軍の許可をえるという3つの条件が整わなければ辞められませんでした。たとえば、ビルマにいた2名の朝鮮人「軍慰安婦」は1943年7月に廃業しようとして軍慰安所を出たが、兵站の命令で金泉館という軍慰安所に戻されています（安秉直編『일본군 위안소 관리인의 일기』이솜, 2013）。

¹⁴ 外村大氏は、被害当事者の女性たちが「慰安婦」にされたのは国家による法律に基づく動員ではないから、形式的には自由意思によるという、と述べています（外村「「和解」はなぜ困難なのか——慰安婦問題と市民運動・歴史研究」『東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻 紀要』27号、2023年）。しかし、女性たちが法に違反する人身売買、誘拐などにより国外に移送されたこと、これらの犯罪行為が継続的になされるのは軍慰安所においてであること、女性たちは性奴隷制の下で拘束されていたこと、この軍慰安所を設置し、管理・統制していたのは軍であり、従って軍の責任は免れないことなどが無視されているのではないのでしょうか。

合は、苦痛に耐えて兵士の性の相手をするということもあります。

被害者がおかれた構造を考慮にいたした上で、被害者がどのような状態にあり、何が可能であったかを考察することが重要だと思います。

V. 軍慰安所設置の動機・理由をめぐって

旧著では、日本軍の資料からみえる軍慰安所設置の動機・理由を述べています。それはつぎの4つです。第1に兵士による強制性交（「強姦」）の防止のため、第2に軍隊内での性病蔓延の防止のため、第3に兵士への慰安の提供のため、第4に防諜（スパイ防止）のためというものです。また、強制性交防止と性病蔓延防止には失敗したとも述べています。

新著では、強制性交防止にも、性病蔓延防止にも役立たない軍慰安所が大量に設置される理由は何だったかという点、第3の将校・兵士への性的慰安の提供という理由が最大の理由だったことを明確にしました。戦争目的も終戦構想も不明確なまま、兵士を長期間戦地にとどめておくため、つまり兵士を統制・管理するために軍「慰安婦」制度が必要とされたということです。こうして将校・兵士の享楽と退廃が広がっていきませんが、兵士のためという口実の下に、将校、とりわけ高級将校の享楽のために設置が進められたということも明らかにしました。

VI. 軍慰安所と公娼制との関係をめぐって

軍慰安所と公娼制との関係は重要な論点です。貸座敷にいる娼妓にも、居住の自由、性の相手となることを拒否する自由はなく、定期的な性病検査を強制されています。外出の自由は日本では1933年まで、朝鮮では1934年までありませんでした。廃業の自由の規定は日本ではありましたが、前借金・追借金があれば廃業は困難でした。なお、朝鮮では日本のような自由廃業の規定はありませんでした。以上から、公娼制度は性奴隷制だということを新著であらためて明らかにしました。

なお、新著ではつぎのことも追加しました。戦前の日本においては、廃娼運動の中で「公娼制度は人身売買と自由拘束の二大罪悪を内容とする事実上の奴隷制度である」という認識が確立していききましたが、若槻礼次郎元首相、新渡戸稲造元国際連盟事務局次長なども公娼制は奴隷制だとのべているということです¹⁵。

また、内務省警保局自体も公娼制は事実上の奴隷制だと認めるようになっていたことも追加して叙述しました。同局が作成した「公娼制度対策」（1935）という文書は、「奴隷にも等しき公娼を認めつつあるが如きは我国家本来の面目を損すること著しきものあり」と述べています。その理由として警保局は、①娼妓は貸座敷内に居住し、貸座敷指定地内で稼業することを指定されている、②娼妓の「進退、生活は全く楼主の監視下に置かれ」ている、③娼妓には遊客選択の自由がないだけでなく、健康が良くなくても「売淫行為」をしなくてはならない、④その「売淫行為」はすべて事実上楼主の管理下にあり、性買売により生ずる利益は「大部分楼主の取得」となり、娼妓は「売淫行為の経済上の主体たること、毫も之な

¹⁵ 小野沢あかね「性奴隷制をめぐって」『戦争責任研究』84号、2015年。

き状況にあ」るとしているのです¹⁶。

＊

以上から、軍「慰安婦」制度も公娼制度も共に性奴隷制度であると結論づけられます。また、後者を基礎に軍「慰安婦」制度はつくられました。しかし、両者には違いがあることも留意すべきだと思います。たとえば、公娼制の場合、女性たちの募集や管理、施設の設置や必要な物資の供給を公権力が行うことはありませんが、軍慰安所のばあいは軍が深く関わりました。公娼制の利用者は民間人一般でしたが、軍慰安所は民間人の利用を排除し、軍人・軍属専用でした。公娼制では飲食を伴いますが、兵士用の慰安所は性交専一の施設でした。戦地では軍部隊が直接、暴力的に女性たちを連行するということもありましたが、これは公娼制ではありえません。日本人女性や朝鮮人女性・台湾人女性・中国人女性を軍用船で国外に移送するというのも公娼制ではありません。

ところで、軍「慰安婦」制度と公娼制をめぐる、私が言っていないことを言っているという言説が日本で広まっています。たとえば、宋連玉氏はつぎのように述べています。①「韓国人研究者の主張した「慰安婦」制度は公娼制とは本質的に異なるという主張が「慰安婦」問題を語る公論になっている」。②「公娼と「慰安婦」は異なる」とする吉見の議論は、韓国の「慰安婦」認識と親和性を発揮し、運動理念の主流を形成した。③「一見、吉見と秦〔郁彦〕の見解は真っ向から対立しているかのようであるが、公娼認識、すなわち公娼とみることによって国家の責任は免れるという点では見解は同じなのではないだろうか」¹⁷。

これは根拠のない言説であるので、明確に否定しておきたいと思います。第1に、韓国内では軍「慰安婦」制度と公娼制は本質的に異なるという主張は当初にはあったかもしれませんが、調査・研究の進展とともに変化してきていると思います。また、両者は本質的に異なるという見解が運動の主流になっているとはいえません。

第2に、私は、公娼制度と軍「慰安婦」制度は本質的に異なるとはいっておらず、両者はともに性奴隷制という本質をもっているとのべています¹⁸。

第3に、公娼制が性奴隷制であるということは、日本が奴隷制条約に示されるような国際慣習法に違反しているということであり、日本国家に法的責任があるということになるということです。宋連玉氏はこのような重要な諸点を無視しているというほかありません。

¹⁶ 内務省警保局「公娼制度対策」1935年。なお、民法学者、川島武宜は公娼制について次のように明確に述べています。①芸娼妓とその抱主との関係は「買われた人間と買った人間、奴隷と奴隷所有者との関係である」（川島「人身売買の法律関係（一）」『法学協会雑誌』68巻7号、1951年）、②「〔戦前の〕判例は、身体を拘束し労務を強制する契約を反公序良俗として無効と解しつつ、また後には債務弁済契約（芸娼妓の労務による収入はすべて抱主の所得とし、一定年期の労働を終った場合には債務は弁済されたものとみなすところの、「丸抱え」という奴隷形態の近代法的表現）や違約金契約（人身拘置の経済的および心理的強制）を無効と解しつつ、消費貸借（実質は人身売買の代金）を有効と解することによって、事実上人身売買に法的保護を与え、学説もこれを支持していた」（川島『民法総則』有斐閣、1965年）。

¹⁷ 宋連玉『植民地「公娼制」に帝国の性政治をみる』有志舎、2023年。

¹⁸ 吉見義明『従軍慰安婦』岩波書店（新書）1995年、同『日本軍「慰安婦」制度とは何か』岩波書店（ブックレット）2010年、同『買春する帝国』岩波書店、2019年など。

なお、軍「慰安婦」制度と日本の公娼制、朝鮮・台湾の公娼制、中国の公娼制、および日本・朝鮮・台湾・中国の公娼制以外の性買売制度との比較研究を深化することは今後の課題として残されていると思います。

Ⅶ. 各国軍隊の戦場での性問題をめぐって

日本以外の各国軍隊の第二次世界大戦での戦場での性の問題に関する調査・研究も進展していますので、新著でその概要を述べました。アメリカは性買売に関しては禁止主義の国であり、アメリカ軍は戦地で性買売について、一部で例外はありますが、容認、公認、援助してはならないという態度をとっています¹⁹。イギリスは性買売に関して元々は管理統制主義（規制主義）の国でしたが、国内での女性運動の結果、管理統制は順次廃止されていき、海外派遣の軍でも性買売は公認されなくなります²⁰。これに対して、大陸国のドイツ軍やフランス軍には日本軍「慰安婦」制度に類似した性的施設が存在したことが明らかになっています²¹。

武力紛争時における性暴力を廃絶するために、今後の課題としては、ドイツ軍やフランス軍の性的施設の設置の規模やその実態についてより詳細な研究と日本軍「慰安婦」制度との比較研究が望まれます。また、ソ連軍や中国国民党軍などではどうであったかの解明が課題として残っています。

Ⅷ. 軍人・軍属の軍慰安所に対する態度をめぐって

新著では、軍人・軍属の軍慰安所に対する態度についてまとめて述べています。これは、日本の国会図書館が所蔵する日本軍の部隊史や兵士の戦争体験記を日本の戦争責任資料センターが調査した成果でもあります。

軍人・軍属の中では、第1に、性買（買春）の経験者で、よろこんで軍慰安所を利用する者、第2に、未経験者であって、軍隊内で性買売の経験者になる者、第3に軍慰安所の利用を拒否する者という三つの類型がみられます。

第1・第2の類型の者が軍慰安所を利用する動機としては、①性的享楽にふけりたいという者が多いのですが、②慰安所に行かないのは男らしくないという同調圧力で利用する者や、③一人前になりたいという性買（買春）願望により行く者、④強制性交防止のために仕方がないと言い訳する者、⑤死を目前にして性的体験をしたかったという者も見られます。

多数派ではありませんが、軍慰安所の利用を拒否した第3の類型の軍人・軍属もいます。

¹⁹ 林博史『日本軍「慰安婦」問題の核心』花伝社、2015年。

²⁰ 林博史『帝国主義国の軍隊と性』吉川弘文館、2021年。

²¹ 同上。ドイツ軍に関しては、Regina Mühlhäusler, *Eroberungen: Sexuelle Gewalttaten und intime Beziehungen deutscher Soldaten in der Sowjetunion 1941-1945*, Hamburger Edition, 2010（日本語訳『戦場の性 独ソ戦下のドイツ兵と女性たち』岩波書店、2015年）を、フランス軍に関しては、永原陽子「「慰安婦」の比較史に向けて」（歴史学研究会・日本史研究会編『「慰安婦」問題を／から考える』岩波書店、2014年）、林前掲書（2021年）などを参照されたい。

その理由をみると、①もともと性買（買春）に無関心である者、②軍慰安所の前に兵士が行列しているなどの惨めな光景を目撃して忌避した者、③性病に感染するのが怖くて行かなかった者、④純潔主義の立場から、あるいは妻や家族のことを思って拒否した者、⑤情操上理由から拒否した者、⑥人道上の理由からあってはならないと思った者などの存在が確認されます²²。

このような軍人・軍属であった日本人男性の性買に対する態度の違いを踏まえた上で、男性の性買行動を抑止・廃絶するためには何が必要かという研究を深める必要があると思います。

IX. 被害賠償と再発防止措置をめぐって

被害賠償と再発防止措置をめぐっては、継続する課題は多いと思います。第1に「軍慰安婦」問題のより一層の事実の解明と、責任の所在の明確化と、再発防止をどう実現するかという課題があります。第2に、日本の戦争責任問題をどう克服するかという課題、第3に、武力紛争時での女性に対する性暴力をどう防ぐかという課題、第4に、日本の植民地支配責任をどう考え、克服するかという課題、第5に、女性に対する性暴力をなくすために今あるジェンダー差別をどう認識を、どのように克服していくかという課題があります。

日本軍「慰安婦」問題の調査・研究はこのような課題を解決するためにも必要であり、継続して追究する必要があると思います。

²² なお、吉見「日本軍慰安所と将校・兵士・軍属」『中央大学論集』（44号、2023年2月）も参照されたい。